

株主各位

## 第72回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- 1、事業報告の「6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
  - (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他の業務の適正を確保するための体制
  - (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況
- 2、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」  
(2021年4月1日から2022年3月31日まで)
- 3、計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」  
(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

## ナカバヤシ株式会社

---

上記の事項につきましては、法令及び定款14条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nakabayashi.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

その他の業務の適正を確保するための体制

当社は、2015年6月26日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針の一部を改定することを決議しております。

この基本方針に基づき、業務の適正を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図ってまいります。

### 1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、コンプライアンスを経営上の最重要課題と位置づけ、当社グループの取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するための行動規範としてナカバヤシ・グループ倫理規範及びコンプライアンス・マニュアルその他規定を制定する。
- (2) 当社に内部統制推進室を設置し、グループ全体のコンプライアンス体制の整備・維持・運用を推進し、取締役会ならびに監査等委員会に定期的に報告する。
- (3) 当社の内部監査室は、内部統制推進室と連携の上、当社及び当社グループ会社に対する内部監査を実施し、定期的に監査等委員会にその状況を報告する。
- (4) 当社は、当社グループ会社の取締役及び使用人が、当社内部統制推進室又は外部の弁護士に対して直接通報を行うことができる内部通報制度を設置する。

### 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会等の重要な会議の議事録のほか、稟議書等の決裁書類等、取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、保存する。当社の取締役及び監査等委員は、文書管理規程に従い、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

### 3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、当社グループのリスク管理について定めるリスク管理規程において、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、内部統制推進室が当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- (2) 当社は、不測の事態や危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、「事業継続計画」を策定し、当社及び当社グループ会社の役員及び使用人に周知する。

### 4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、三事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとの当社グループ全体の重点経営目標及び予算配分等を定める。
- (2) 当社は、取締役の職務権限と担当業務を明確にするために、取締役会規則のほか、職務権限規程、業務分掌規程、稟議規程を制定する。当社グループ会社においても、その規模等に準じた職務権限規程・業務分掌規程・組織図等の整備を行わせるものとする。

### 5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、内部統制推進室において当社グループ全体の内部統制を統括し、グループ各社における内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要なグループ各社への指導・支援を実施する。
- (2) 当社は、関係会社管理規程において、当社グループ会社に対し、営業成績、財務状況その他一定の経営上の重要事項について、定期的に当社に報告することを義務付けることとし、一定の重要性基準を満たすものは当社の取締役会決議事項とする。

### 6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助するため、内部監査室を設置するとともに、内部統制推進室において監査等委員会への情報提供体制を整備・構築する。

7. 当社の監査等委員の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

内部監査室に所属する使用人の人事異動・人事評価については、あらかじめ監査等委員会の同意を要することとする。また、監査等委員会の職務を補助すべく指示を受けたものは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）その他使用人からの指示命令を受けない旨の規定を職務権限規程、業務分掌規程等に明記する。

8. 当社の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 当社グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行うこととする。
- (2) 内部統制推進室を当社又は当社グループ会社の内部通報制度の担当部署とし、当社グループの役員及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に監査等委員会に対して報告を行う。

9. 当社の監査等委員会に対して報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

10. 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について当社に対して会社法第 399 条の 2 第 4 項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

11. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員会の環境整備の状況、監査等委員会の監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- (2) 当社は、監査等委員会が、独自に弁護士との顧問契約を締結し、又は、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士等の助言を受ける機会を保証する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、中長期的な企業価値の持続的向上のために内部統制が重要な要素であることを重視し、2015年4月1日に内部統制推進室を設置しました。また、改正会社法により創設された監査等委員会設置会社が当社にとって最適な会社形態であると判断し、2015年6月26日開催の第65回定時株主総会の決議をいただき、監査等委員会設置会社に移行いたしました。これに伴い、取締役会から常務会に一定基準に基づく権限移譲を行い、経営の機動性・効率性を確保するとともに取締役会の監督機能を強化し、ひいては内部統制システムの質的向上を図ってまいりました。

当期におきましては、人権重視の視点を補強したコンプライアンス・マニュアルの改定を行いました。内部通報制度においては内外の通報窓口を運用してのグループ全体の運用を行い、仕入れ先等の取引先グループ会社からの通報にも対応しております。また、リスク管理面では、新型コロナウイルス感染症に関しBCP計画及び対策ガイドラインに基づきコンプライアンス委員会内に対策本部を設置し対応を行っております。2019年10月に当社は、日本年金機構の入札に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立ち入り検査を受け、以降、同委員会の検査に全面的に協力してまいりましたが、2022年3月3日に、同委員会より、独占禁止法に違反する行為が認められるとして、排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。株主の皆様には、ご迷惑とご心配をおかけして誠に申し訳なく存じます。当社は、このたびの排除措置命令および課徴金納付命令を厳粛かつ真摯に受け止め、これまで進めてきた再発防止への取組の一層の強化を図ってまいります。上記の公正取引委員会による立ち入り検査後、社長自ら、全役員・従業員に対し、談合の根絶を宣言するとともに、トップダウンでコン

プライアンスを徹底する意思に従業員に周知しております。また、独占禁止法をはじめとする法令遵守に関する社内研修やモニタリング体制の一層の強化・充実を進めており、コンプライアンス経営を徹底してまいります。

なお、内部監査室については、業務執行側からの指揮命令系統離脱を明文化し、定期的に内部監査を実施するとともに精度向上に努めております。また、監査等委員会および監査人との連携も密に実施しております。

2021年5月14日に策定いたしました2022年3月期から2024年3月期までの中期経営計画は、「収益力の強化」「成長力の推進」「株主価値の向上」を中期基本方針とし、各事業年度のグループ連結売上高、経常利益、経営利益率、ROE数値を目標に掲げ、当期においても年3回開催される関係会社会議、同じく年3回開催される営業会議において、進捗管理、情報把握を行いました。また、財務内部統制活動を通じ、関係会社の財務内部統制を実施しております。

## 連結株主資本等変動計算書

( 自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日 )

( 単位：百万円 )

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当期首残高	6,666	8,761	10,965	△ 1,530	24,863		
会計方針の変更による 累積的影響額			△ 17		△ 17		
会計方針の変更を反映した 当期首残高	6,666	8,761	10,948	△ 1,530	24,846		
当期変動額							
株式交換による増加		△ 251		925	674		
剰余金の配当			△ 567		△ 567		
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,018		1,018		
自己株式の取得				△ 137	△ 137		
自己株式の処分		3		19	22		
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		2			2		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	△ 245	450	807	1,012		
当期末残高	6,666	8,515	11,399	△ 723	25,858		
	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 分 持	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 額	退 職 給 付 調 整 累 計 額	そ の 他 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当期首残高	763	27	80	86	957	2,225	28,046
会計方針の変更による 累積的影響額							△ 17
会計方針の変更を反映した 当期首残高	763	27	80	86	957	2,225	28,028
当期変動額							
株式交換による増加							674
剰余金の配当							△ 567
親会社株主に帰属する 当期純利益							1,018
自己株式の取得							△ 137
自己株式の処分							22
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動							2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 33	△ 16	54	41	45	△ 582	△ 536
当期変動額合計	△ 33	△ 16	54	41	45	△ 582	475
当期末残高	730	10	134	127	1,003	1,642	28,504

## 連結注記表

### 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

①連結子会社の数 18社

##### ②連結子会社の名称

島根ナカバヤシ株式会社、フェルネット株式会社、株式会社ミヨシ、リーマン株式会社、日本通信紙株式会社、ウーマンスタッフ株式会社、株式会社松本コロタイプ光芸社、カグクロ株式会社、松江バイオマス発電株式会社、リーベックス株式会社、株式会社八光社、国際チャート株式会社、株式会社ビックスリー、不二工芸印刷株式会社、株式会社広田紙工、株式会社サンレモン、寧波仲林文化用品有限公司、仲林（寧波）商業有限公司

上記のうち、株式会社広田紙工、株式会社サンレモンについては当社が当連結会計年度において新たに株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

##### (2) 非連結子会社の名称等

##### ①非連結子会社の名称

フェルネット株式会社、島根ナカバヤシサンワークス株式会社、NTK 石岡ワークス株式会社、株式会社ジェイ・ジェイ・エス、株式会社アロマイメージ、NCL VIETNAM CO.,LTD.、NAKABAYASHI USA, LTD.、PT MIRAI INTERNASIONAL INDONESIA

##### ②連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した非連結子会社の数及び主要な会社等の名称

該当事項はありません。

##### (2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

##### ①非連結子会社

フェルネット株式会社、島根ナカバヤシサンワークス株式会社、NTK 石岡ワークス株式会社、株式会社ジェイ・ジェイ・エス、株式会社アロマイメージ、NCL VIETNAM CO.,LTD.、NAKABAYASHI USA, LTD.、PT MIRAI INTERNASIONAL INDONESIA

##### ②持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益および利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用から除外しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、寧波仲林文化用品有限公司及び仲林（寧波）商業有限公司の決算日は12月31日、ウーマンスタッフ株式会社の決算日は3月15日であります。連結計算書類の作成にあたっては、各社の決算日現在の計算書類を使用しております。

また、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ①有価証券（その他有価証券）

- (a) 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- (b) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

###### ②デリバティブ 時価法

###### ③棚卸資産 主として先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ①有形固定資産（リース資産を除く）

主に定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また一部の国内連結子会社および在外子会社は、定額法を採用しております。

###### ②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。

###### ③リース資産

所有権移転ファイナンス・リースに係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

###### ②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

###### ③独占禁止法関連損失引当金

公正取引委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令書および課徴金納付命令書を受領したことを踏まえ、契約上見込まれる損失額を計上しております。

##### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

###### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

###### ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年～10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。

###### ③小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## (5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。

### ① ビジネスプロセスソリューション事業

印刷・データプリント・製本等のBPO事業、図書館ソリューション、データプリントサービス及び手帳等の製造・販売や人材派遣を主な事業とし、これらの製品の販売又はサービスの提供については製品の引渡時点又は役務の提供時点において支配が顧客に移転し、履行義務が充足することになります。製品の販売は出荷時点から顧客への引渡時点までの期間が通常の間であることから、原則として出荷時点で収益を認識し、サービスの提供は役務の提供時点で収益を認識しております。

### ② コンシューマーコミュニケーション事業

ノート、アルバム、ファイル、収納整理用品、ガジェット周辺用品、プリンタ用紙、チャイルドシート等の製造・販売を主な事業とし、これらの製品の販売については製品の引渡時点において支配が顧客に移転し、履行義務が充足することになりますが、出荷時点から顧客への引渡時点までの期間が通常の間であることから、原則として出荷時点で収益を認識しております。

また、顧客との契約に基づく製品と交換に受け取ると見込まれる金額は、約束された対価から値引きや割戻し等のほか、運賃及び荷造費、販売促進費等の顧客に支払われる対価を控除して算定しております。

これらに変動対価が含まれる場合は、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めております。

### ③ オフィスアプライアンス事業

シュレツダ、製本機、電子カルテワゴン、点滴スタンド等の製造販売やオフィス家具、木製家具等の販売、古紙リサイクルを主な事業とし、これらの製品の販売については製品の引渡時点において支配が顧客に移転し、履行義務が充足することになりますが、出荷時点から顧客への引渡時点までの期間が通常の間であることから、原則として出荷時点で収益を認識しております。

### ④ エネルギー事業

木質バイオマス発電、太陽光発電を主な事業とし、これらの電力販売については顧客との契約において電力を供給した時点で履行義務が充足したと判断し、発電量に応じて契約に定められた金額に基づいて収益を認識しております。

## (6) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間（3～5年）で均等償却しております。

## (7) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約および通貨スワップについて、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を、金利スワップについて、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

## 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」

という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、顧客との契約における対価に変動対価が含まれている取引について、変動対価の額に関する不確実性が解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、変動対



価を取引価格に含めております。

また、従来は販売費及び一般管理費に計上してございました運賃及び荷造費、販売促進費等を売上高から控除しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第 86 項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度の売上高は 207 百万円減少し、販売費及び一般管理費は 206 百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ 0 百万円減少しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は 17 百万円減少しております。

なお、当連結会計年度の 1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益に与える影響は軽微であります。

#### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。この変更による連結計算書類への重要な影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

#### 会計上の見積りに関する注記

##### 不二工芸印刷株式会社に係るのれんの評価

##### 1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 160 百万円

##### 2. 当該項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

###### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは固定資産の減損の判定において、原則として、管理会計上の区分であるカンパニー単位ごとにグルーピングしており、一部の連結子会社については会社単位を基準としてグルーピングしております。その上で、減損の兆候がある資産又は資産グループについて、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

当社グループはビジネスプロセスソリューション事業における既存の紙製包材分野との協力体制を構築することによるシナジー効果を期待し、不二工芸印刷株式会社を連結子会社としておりますが、のれんを含む当該資産グループについて、取得時に予め策定された合理的な事業計画に比して当連結会計年度の実績を含む翌連結会計年度以降の事業計画に重要な乖離がないため減損の兆候はないと判断しております。

翌連結会計年度以降の事業計画は、取締役会によって承認された事業計画、及びその後の市場環境を踏まえた成長率によって策定しております。

###### ② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

翌連結会計年度以降の事業計画の策定に用いた主要な仮定は、販売先毎の販売単価・数量、生産効率向上による原価削減率及び事業計画後の売上高成長率であります。

###### ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当社では、現在までに想定しうる最善の予測・仮定に基づき事業計画を策定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響を含む市場環境の変化により、その見積りの前提とした仮定に変更が生じた場合には、減損損失が計上される可能性があります。

## 独占禁止法関連損失引当金の見積り

### 1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

300 百万円

### 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社は 2019 年 10 月 8 日、日本年金機構の入札に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立ち入り検査を受け、2022 年 3 月 3 日に独占禁止法に基づく排除措置命令書及び課徴金納付命令書を受領しました。これに伴い、当連結会計年度において、契約上見込まれる損失額として独占禁止法関連損失引当金 300 百万円を計上しております。

独占禁止法関連損失引当金の見積りは、独占禁止法違反として認定された対象業務の業務委託契約に係る売上高に契約上の違約金割合を乗じて算定しております。

#### ② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

独占禁止法関連損失引当金の見積りに用いた主要な仮定は、当社が違約金の請求対象と見込んでいる業務委託契約の範囲及びその売上高であります。

#### ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当社は最善の見積りにより独占禁止法関連損失引当金を計上しておりますが、その見積りの前提とした仮定が実際と異なる場合には、翌連結会計年度の損益に影響を与える可能性があります。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

建物及び構築物	2,466 百万円
土地	636 百万円
投資有価証券	496 百万円
合計	3,599 百万円

#### (2) 担保に係る債務

長期借入金（1年内返済分を含む）	2,381 百万円
------------------	-----------

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

41,346 百万円

## 連結損益計算書に関する注記

### 1. 減損損失

当社グループは当連結会計年度において、以下の資産又は資産グループについて減損損失を計上いたしました。

会社	場所	用途	種類	金額
リーマン株式会社	愛知県愛西市	事業用資産	機械装置及び運搬具、 土地、その他	15 百万円
計				15 百万円

当社グループは原則として、管理会計上の区分であるカンパニー単位ごとにグルーピングしております。なお、一部の連結子会社については、会社単位を基準としてグルーピングしております。また、遊休資産及び貸与資産については、上記グループから区別したうえで個別物件ごとにグルーピングしております。

リーマン株式会社の事業用資産については、収益性が低下しているため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しております。

### 2. 独占禁止法関連損失

当社は、2019年10月8日、日本年金機構の入札に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立ち入り検査を受け、以降、同委員会の検査に全面的に協力してまいりました。2022年3月3日、同委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令書および課徴金納付命令書を受領いたしました。これを踏まえ、当連結会計年度において、独占禁止法関連損失として310百万円を特別損失に計上いたしております。

### 3. 独占禁止法関連損失引当金繰入額

当社は、2022年3月3日、公正取引委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令書および課徴金納付命令書を受領したことを踏まえ、当連結会計年度において、契約上見込まれる損失額300百万円を独占禁止法関連損失引当金繰入額として特別損失に計上いたしております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	28,794,294 株	－株	－株	28,794,294 株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	309百万円	12.00円	2021年3月31日	2021年6月28日
2021年11月10日 取締役会	普通株式	258百万円	10.00円	2021年9月30日	2021年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの  
次のとおり、決議を予定しております。

決 議	株式の種類	配当金 の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	328百万円	利益剰余金	12.00円	2022年3月31日	2022年6月27日

3. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	2,993,787 株	275,443 株	1,848,985 株	1,420,245 株

(注1) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、取締役会決議に基づく自己株式取得による増加 274,400 株、単元未満株式の買取りによる増加 1,043 株によるものであります。

(注2) 普通株式の自己株式の株式数の減少は、連結子会社（国際チャート株式会社）の完全子会社化に伴う株式交換による減少 1,810,362 株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少 38,509 株、単元未満株式の買増請求等に伴う売却による減少 114 株によるものであります。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備資金計画に照らして、必要な資金を銀行借入にて調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また短期的な運転資金は銀行借入にて調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機目的の取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。

当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を1年ごとに把握する体制としています。

投資有価証券に分類される株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。またその一部には、商品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引については、外貨建営業債務の為替の変動リスクをヘッジするため、先物為替予約取引を利用しております。なお、為替相場の状況により、1年を限度として、輸入に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債務に対する先物為替予約等を行っております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引制限を定めた社内規定に基づき行っております。また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券※ 2	2,329	2,329	—
資 産 計	2,329	2,329	—
長期借入金（1年内返済予定を含む）	12,266	12,247	△ 18
負 債 計	12,266	12,247	△ 18
デリバティブ取引※ 3、※ 4	12	12	—

※ 1 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」および「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※ 2 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	245
非連結子会社株式	155
合計	400

※ 3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は（ ）で表示する方法によっております。

※ 4 外貨建金銭債権債務等に割り当てたデリバティブ取引について、ヘッジ対象として一体として取扱い、当該デリバティブ取引の時価をヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,247	—	—	2,247
その他	81	—	—	81
デリバティブ取引				
通貨関連	—	12	—	12
資産計	2,329	12	—	2,342

#### (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	—	12,247	—	12,247
負債計	—	12,247	—	12,247

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式等は、相場価格を用いて評価しております。上場株式等は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 企業結合等に関する注記

### 取得による企業結合

#### 株式会社広田紙工の株式取得

##### 1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称	株式会社広田紙工
(2) 被取得企業の事業の内容	パッケージ事業
(3) 企業結合を行った主な理由	ビジネスプロセスソリューション事業において当社グループとの協力体制を構築することにより、シナジー効果が期待できるためであります。
(4) 企業結合日	2021年5月31日
(5) 企業結合の法的形式	当社による株式の取得
(6) 結合後企業の名称	株式会社広田紙工
(7) 取得した議決権比率	100%
(8) 取得企業を決定するに至った主な証拠	現金を対価とした株式取得により、当社が議決権の100%を獲得したためであります。

※ 連結子会社である株式会社広田紙工は、2021年10月1日付をもって連結子会社である有限会社広田紙器製作所を吸収合併いたしました。

##### 2. 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2021年7月1日から2022年3月31日まで

##### 3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	337百万円
取得原価		337百万円

##### 4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

株価算定評価費用	1百万円
アドバイザー費用等	26百万円
合計	27百万円

##### 5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

###### (1) 発生したのれん

47百万円

###### (2) 発生原因

企業結合時の純資産額が取得原価を下回ったため、その差額をのれんとして認識しております。

###### (3) 償却方法及び償却期間

のれんの償却については、3年間の定額法によって行っております。

##### 6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びに主なその内訳

流動資産	461百万円
固定資産	350百万円
資産計	812百万円
流動負債	385百万円
固定負債	136百万円
負債計	521百万円



## 株式会社サンレモンの株式取得

### 1. 企業結合の概要

(1)	被取得企業の名称	株式会社サンレモン
(2)	被取得企業の事業の内容	ぬいぐるみ及びマスコット、バッグ等の製造、卸販売
(3)	企業結合を行った主な理由	コンシューマーコミュニケーション事業において当社グループとの協力体制を構築することにより、シナジー効果が期待できるためです。
(4)	企業結合日	2021年7月1日
(5)	企業結合の法的形式	当社による株式の取得
(6)	結合後企業の名称	株式会社サンレモン
(7)	取得した議決権比率	100%
(8)	取得企業を決定するに至った主な証拠	現金を対価とした株式取得により、当社が議決権の100%を獲得したためです。

### 2. 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2021年7月1日から2022年3月31日まで

### 3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	900百万円
取得原価		900百万円

### 4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

株価算定評価費用	1百万円
アドバイザー費用等	1百万円
合計	2百万円

### 5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

#### (1) 発生したのれん

115百万円

#### (2) 発生原因

企業結合時の純資産額が取得原価を下回ったため、その差額をのれんとして認識しております。

#### (3) 償却方法及び償却期間

のれんの償却については、3年間の定額法によって行っております。

### 6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びに主なその内訳

流動資産	1,189百万円
固定資産	62百万円
資産計	1,251百万円
流動負債	277百万円
固定負債	190百万円
負債計	467百万円

## 共通支配下の取引等

### 株式交換による国際チャート株式会社の完全子会社化

当社は2021年11月30日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、国際チャート株式会社（以下「国際チャート」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、両社の間で本株式交換に関する株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。当社においては、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の決議による承認を必要としない簡易株式交換の手続きにより、また国際チャートにおいては、2022年1月28日開催の国際チャート臨時株主総会において本株式交換契約の承認を受けており、2022年3月1日を本株式交換の効力発生日として実施され、国際チャートは同日付で当社の完全子会社となっております。

#### 1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称	国際チャート株式会社
(2) 被取得企業の事業の内容	ラベル紙、計測用記録紙、記録計用各種消耗品及び部品、温湿度記録計、屋外検針用記録紙等の開発、製造、販売
(3) 企業結合を行った主な理由	生産体制の効率化、既存領域の強化、新製品の開発、人的資源の活用、意思決定の迅速化及び上場維持コストの削減
(4) 企業結合日	2022年3月1日
(5) 企業結合の法的形式	株式交換
(6) 結合後企業の名称	変更はありません
(7) 取得した議決権比率	取得直前に所有していた議決権比率 51.33% 株式交換により取得した議決権比率 48.67% 取得後の議決権比率 100.00%
(8) 取得企業を決定するに至った主な証拠	株式交換により、当社が同社の議決権の100%を取得したためです

#### 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理を行っております。

#### 3. 子会社株式を追加取得した場合に掲げる事項

##### (1) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	当社普通株式	932百万円
取得原価		932百万円

##### (2) 株式の種類及び交換比率並びに交換株式数

	当社 (株式交換完全親会社)	国際チャート (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.62
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式	1,810,362株

##### (注1) 株式の割当比率

国際チャート株式1株に対して、当社普通株式（以下「当社株式」といいます）0.62株を割当交付いたしました。ただし、当社が保有する国際チャート株式については、本株式交換による株式の割当は行っておりません。

##### (注2) 本株式交換により交付する当社株式の数

本株式交換により交付する当社株式は、全て当社の保有する自己株式を充当しております。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠及び理由

当社及び国際チャートは、本株式交換比率の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は、ファイナンシャル・アドバイザーとして株式会社りそな銀行を、第三者算定機関として株式会社ベルダコンサルティングを、国際チャートは株式会社AGSコンサルティングをファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選定いたしました。

また、当社は弁護士法人淀屋橋・山上合同を、国際チャートは永沢総合法律事務所を、両社から独立したそれぞれのリーガル・アドバイザーとして選定いたしました。

当社及び国際チャートは、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況、業績動向及び将来の見通し、並びに株価動向等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で株式交換比率について慎重に協議・交渉を重ねてまいりました。その結果、当社及び国際チャートは、本株式交換比率はそれぞれの株主の皆様にとって妥当であるとの判断に至ったため、本株式交換を実施しております。

4. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

(2) 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

251 百万円

## 賃貸等不動産に関する注記

金額的重要性がないため、記載を省略しております。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計
	ビジネスプロセス ソリューション事業	コンシューマー コミュニケーション 事業	オフィス アプライアンス 事業	エネルギー事業	計		
一般法人	24,134	3,135	4,459	1,527	33,256	30	33,287
流通	450	17,537	2,606	—	20,593	8	20,602
官公庁	4,058	34	37	—	4,130	0	4,130
金融	605	203	311	—	1,120	11	1,132
学校	1,220	22	6	—	1,249	—	1,249
その他	2,322	313	67	—	2,703	12	2,716
顧客との契約から生じる収益	32,791	21,247	7,488	1,527	63,054	63	63,118
外部顧客への売上高	32,791	21,247	7,488	1,527	63,054	63	63,118

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、野菜プラント事業及びにんにくファーム事業等を含んでおります。

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当社グループの契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。

また、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

## 一株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 981円29銭
- 1株当たり当期純利益 39円26銭

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(備考) 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

( 自 2021年4月1日 )  
( 至 2022年3月31日 )

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当期首残高	6,666	8,740	2	8,743
会計方針の変更による 累積的影響額				
会計方針の変更を反映した 当期首残高	6,666	8,740	2	8,743
当期変動額				
特別償却準備金の積立				
特別償却準備金の取崩				
固定資産圧縮積立金の取崩				
株式交換による増加			6	6
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			3	3
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	9	9
当期末残高	6,666	8,740	12	8,753

	株 主 資 本								
	利益準備金	利 益 剰 余 金							利益剰余金 合 計
		そ の 他 利 益 剰 余 金							
	事 業 拡 張 積 立 金	特 別 償 却 準 備 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	配 当 準 備 金 積 立 金	別 積 立 金	繰 越 剰 余 金	利 益 剰 余 金		
当期首残高	1,177	100	2	211	65	2,900	3,093	7,550	
会計方針の変更による 累積的影響額							△ 16	△ 16	
会計方針の変更を反映した 当期首残高	1,177	100	2	211	65	2,900	3,077	7,534	
当期変動額									
特別償却準備金の積立			2				△ 2	-	
特別償却準備金の取崩			△ 0				0	-	
固定資産圧縮積立金の取崩				△ 9			9	-	
株式交換による増加									
剰余金の配当							△ 567	△ 567	
当期純利益							99	99	
自己株式の取得									
自己株式の処分									
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	1	△ 9	-	-	△ 461	△ 468	
当期末残高	1,177	100	4	202	65	2,900	2,616	7,066	

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△ 1,530	21,429	665	－	665	22,095
会計方針の変更による 累積的影響額		△ 16				△ 16
会計方針の変更を反映した 当期首残高	△ 1,530	21,413	665	－	665	22,079
当期変動額						
特別償却準備金の積立		－				－
特別償却準備金の取崩		－				－
固定資産圧縮積立金の取崩		－				－
株式交換による増加	925	932				932
剰余金の配当		△ 567				△ 567
当期純利益		99				99
自己株式の取得	△ 137	△ 137				△ 137
自己株式の処分	19	22				22
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△ 3	1	△ 1	△ 1
当期変動額合計	807	349	△ 3	1	△ 1	347
当期末残高	△ 723	21,762	662	1	664	22,426

## 個別注記表

### 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

- ① 子会社株式および関連会社株式  
移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
  - (a) 市場価格のない株式等以外のもの  
決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
  - (b) 市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法

##### (2) デリバティブの評価基準および評価方法

時価法

##### (3) 棚卸資産の評価基準および評価方法

先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

##### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

###### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

(4) 独占禁止法関連損失引当金

公正取引委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令書および課徴金納付命令書を受領したことを踏まえ、契約上見込まれる損失額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) ビジネスプロセスソリューション事業

印刷・データプリント・製本等のBPO事業、図書館ソリューション、データプリントサービス及び手帳等の製造・販売を主な事業とし、これらの製品の販売又はサービスの提供については製品の引渡時点又は役務の提供時点において支配が顧客に移転し、履行義務が充足することになります。製品の販売は出荷時点から顧客への引渡時点までの期間が通常の間であることから、原則として出荷時点で収益を認識し、サービスの提供は役務の提供時点で収益を認識しております。

(2) コンシューマーコミュニケーション事業

ノート、アルバム、ファイル、収納整理用品、ガジェット周辺用品、プリンタ用紙等の製造・販売を主な事業とし、これらの製品の販売については製品の引渡時点において支配が顧客に移転し、履行義務が充足することになりますが、出荷時点から顧客への引渡時点までの期間が通常の間であることから、原則として出荷時点で収益を認識しております。

また、顧客との契約に基づく製品と交換に受け取ると見込まれる金額は、約束された対価から値引きや割戻し等のほか、運賃及び荷造費の顧客に支払われる対価を控除して算定しております。

これらに変動対価が含まれる場合は、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めております。

(3) オフィスアプライアンス事業

シュレッダ、製本機、電子カルテワゴン、点滴スタンド等の製造販売やオフィス家具等の販売、古紙リサイクルを主な事業とし、これらの製品の販売については製品の引渡時点において支配が顧客に移転し、履行義務が充足することになりますが、出荷時点から顧客への引渡時点までの期間が通常の間であることから、原則として出荷時点で収益を認識しております。

(4) エネルギー事業

太陽光発電事業であり、これらの電力販売については顧客との契約において電力を供給した時点で履行義務が充足したと判断し、発電量に応じて契約に定められた金額に基づいて収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。



## 会計方針の変更に関する注記

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年3月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、顧客との契約における対価に変動対価が含まれている取引について、変動対価の額に関する不確実性が解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、変動対価を取引価格に含めております。

また、従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました運賃及び荷造費、販売促進費等を売上高から控除しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第 86 項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の売上高は 157 百万円減少し、販売費及び一般管理費は 158 百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ 1 百万円増加しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は 16 百万円減少しております。

なお、当事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益に与える影響は軽微であります。

### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年7月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年7月 4 日)第 44 - 2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。この変更による計算書類への重要な影響はありません。

## 会計上の見積りに関する注記

### 関係会社株式の評価(不二工芸印刷株式会社)

#### 1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 252 百万円

#### 2. 当該項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

##### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、市場価格のない関係会社株式については取得原価をもって貸借対照表価額とし、関係会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損を認識しております。

当社はビジネスプロセスソリューション事業における既存の紙製包材分野との協力体制を構築することによるシナジー効果を期待し、不二工芸印刷株式会社の株式を保有しておりますが、株式評価に際しては、翌事業年度以降の事業計画を基礎とした超過収益力を実質価額に反映しております。

超過収益力算定の基礎となる翌事業年度以降の事業計画は、取締役会によって承認された事業計画、及びその後の市場環境を踏まえた成長率によって策定しております。

##### ② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

翌事業年度以降の事業計画の策定に用いた主要な仮定は、販売先毎の販売単価・数量、生産効率向上による原価削減率及び事業計画後の売上高成長率であります。

##### ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

当社では、現在までに想定しうる最善の予測・仮定に基づき事業計画を策定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響を含む市場環境の変化により、その見積りの前提とした仮定に変更が生じた場合には、関係会社株式の評価額に影響を与える可能性があります。

## 独占禁止法関連損失引当金の見積り

### 1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

300 百万円

### 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 独占禁止法関連損失引当金の見積り」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

建物	1,276 百万円
土地	324 百万円
投資有価証券	496 百万円
合計	2,097 百万円

#### (2) 担保に係る債務

長期借入金（1年内返済分を含む） 1,316 百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 28,720 百万円

### 3. 偶発債務

#### 保証債務

松江バイオマス発電株式会社（金融機関借入債務） 418 百万円

（注）松江バイオマス発電株式会社に対する保証債務は、当社負担額を記載しており、他社負担額を含めた連帯保証債務総額は 698 百万円であります。

### 4. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	3,318 百万円
短期金銭債務	3,103 百万円

## 損益計算書に関する注記

### 1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	8,081 百万円
売上高	3,027 百万円
仕入高	4,814 百万円
その他の営業費用	238 百万円
営業取引以外の取引高	731 百万円

### 2. 独占禁止法関連損失

当社は、2019年10月8日、日本年金機構の入札に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立ち入り検査を受け、以降、同委員会の検査に全面的に協力してまいりました。2022年3月3日、同委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令書および課徴金納付命令書を受領いたしました。これを踏まえ、当事業年度において、独占禁止法関連損失として310百万円を特別損失に計上いたしております。

### 3. 独占禁止法関連損失引当金繰入額

当社は、2022年3月3日、公正取引委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令書および課徴金納付命令書を受領したことを踏まえ、当事業年度において、契約上見込まれる損失額300百万円を独占禁止法関連損失引当金繰入額として特別損失に計上いたしております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	2,993,787 株	275,443 株	1,848,985 株	1,420,245 株

(注1) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、取締役会決議に基づく自己株式取得による増加 274,400 株、単元未満株式の買取りによる増加 1,043 株によるものであります。

(注2) 普通株式の自己株式の株式数の減少は、連結子会社（国際チャート株式会社）の完全子会社化に伴う株式交換による減少 1,810,362 株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少 38,509 株、単元未満株式の買増請求等に伴う売却による減少 114 株によるものであります。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	19 百万円
賞与引当金	79 百万円
退職給付引当金	396 百万円
独占禁止法関連損失引当金	91 百万円
関係会社株式評価損	167 百万円
投資有価証券評価損	25 百万円
棚卸資産評価損	14 百万円
関係会社出資金評価損	149 百万円
長期未払金	1 百万円
減損損失	31 百万円
未払金	1 百万円
その他	50 百万円
繰延税金資産小計	1,030 百万円
評価性引当額	△ 351 百万円
繰延税金資産 合計	679 百万円

繰延税金負債

前払年金費用	△ 159 百万円
その他有価証券評価差額金	△ 274 百万円
特別償却準備金	△ 2 百万円
固定資産圧縮積立金	△ 89 百万円
その他	△ 9 百万円
繰延税金負債小計	△ 534 百万円
繰延税金資産（負債）の純額	144 百万円

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 当社の子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 または 出資金	事業の内容	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注7)	科目	期末残高 (注7)
子会社	フエル販売株式会社	堺市東区	90	コンシューマー コミュニケーション 関連製品等の卸販売業	(所有) 直接 100%	当社製品の販売	コンシューマー コミュニケーション 関連製品の販売 (注1)	2,086	受取手形	110
									売掛金	955
子会社	島根ナカバヤシ株式会社	島根県出雲市	40	日用紙製品・ ファニチャー及び 収納整理用品等の 製造並びに加工	(所有) 直接 100%	当社製品の製造 役員の兼任	日用紙製品・ファニ チャー及び収納整理 用品等の製造 (注2)	3,246	未払金	1,440
							建物等の賃貸 (注3)	315	—	—
子会社	リーマン株式会社	愛知県愛西市	100	チャイルドシート等の 製品の製造販売	(所有) 直接 100%	当社製品の販売 役員の兼任	資金の貸付 (注4)	550	短期 貸付金	550
子会社	不二工芸印刷株式会社	埼玉県川口市	24	パッケージの企画、 印刷、加工、販売	(所有) 直接 100%	当社製品の販売 役員の兼任	資金の貸付 (注4)	950	短期 貸付金	950
子会社	日本通信紙株式会社	東京都文京区	228	各種印刷・ データプリントサービス・ BPO事業	(所有) 直接 51.2%	当社製品の販売	資金の貸付 (注4)	284	長期 貸付金 (注6)	874
子会社	株式会社ミヨシ	東京都台東区	10	パソコン周辺用品、 スマホ・タブレット 関連用品の製造販売	(所有) 直接 100%	当社製品の販売	資金の借入 (注4)	500	短期 借入金	500
子会社	株式会社サンレモン	東京都豊島区	10	ぬいぐるみ及び マスコット、バッグ等の 製造、卸販売	(所有) 直接 100%	当社製品の製造 役員の兼任	資金の借入 (注4)	500	短期 借入金	500
子会社	松江バイオマス発電株式会社	島根県松江市	400	木質バイオマス 発電事業	(所有) 直接 55%	当社製品の販売 役員の兼任	金融機関借入債務に 対する保証 (注5)	418	—	—

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) コンシューマーコミュニケーション関連製品等の販売については、市場価格を勘案して決定しております。
- (注2) 日用紙製品・ファニチャー及び収納整理用品等の製造については、当社製品の市場価格から算定した価格、及び島根ナカバヤシ株式会社から提示された総原価を検討の上、決定しております。
- (注3) 建物等の賃貸については、建物等の減価償却費、保険料、金利等を勘案して毎年賃貸料金額を決定しております。
- (注4) 資金の貸借取引を行っており、取引金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (注5) 松江バイオマス発電株式会社に対する保証債務は、当社負担額を記載しており、他社負担額を含めた連帯保証債務総額は698百万円であります。
- (注6) 期末残高には1年内回収予定の長期貸付金84百万円を含めております。
- (注7) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

#### 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

#### 一株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 819円27銭
- 1株当たり当期純利益 3円84銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

~~~~~  
(備考) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。